

相続登記の義務化

令和六年四月一日から相続登記が義務化されました。

「所有者不明土地」が増加し、その合計は九州の面積を上回り社会問題になっています。

問題解決のため、これまで任意だった相続登記が義務化されたことになります。

相続登記義務化の内容

- ①相続によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は、その所有権を取得したことを見た日から三年以内に法務局に対して相続登記
- ②遺産分割協議が成立し、不動産を取得した相続人は、成立した日から三年以内に相続登記をする必要があります。
- ③令和六年四月一日より前に相続し、相続登記が行われていないものも、義務化の対象になります。
- ④正当な理由がなく相続登記をしない場合は、十万円以下の過料が課されます。

相続土地国庫帰属制度

①相続によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は、その所有権を取得したことを見た日から三年以内に法務局に対して相続登記

遺産分割協議に際して、「山林だけは相続を放棄したい」という声が増えていることを耳にします。また、本組合が一昨年に実施した「組合員アンケート」の結果からは、「所有林の場所も境界もわからない」、「できれば売ってしまうみたい」、「子どもに相続させたくない」など、組合員の多くが、誰が何を相続するのかでもめ事に発展してしまって、いわゆる『争族』にもなりかねます。

「義務化」といっても、強制ではない

相続人申告登記という方法もあり

相続の手続きを進める中で一番難しいのは、遺産分割協議です。法定相続人が多数であつたり、それぞれの主張が食い違うなど、すんなり進む場合もありますが、誰が何を相続するのかでもめ事に発展してしまって、いわゆる『争族』にもなりかねます。

次ページには相続についての遺産分割協議がまとまらない、相続人の一人であるということを

「相続人申告登記」することによって、義務を果たしたことになります。

せん。

この相続登記義務化では、必ず相続協議を完了し、期限までに相続登記まで終わらせること

は求められていません。相続したけれど管理できなければ、不要な土地は国が引き取ります。ただし、「相続した土地の登記は義務です。」という一つの施策で、「所有者不明土地」問題に対応するというのが国の方針です。



収穫までには長い年月が必要であり
山林の相続は必須